

宮崎労働局発表
平成27年9月16日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部賃金室
室長 花田 愛一郎
賃金指導官 新盛 未弘
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8836

宮崎県最低賃金の改正について

～ 10月16日から時間額693円に ～

宮崎県（地域別）最低賃金が、10月16日（金）から時間額「693円」（引上げ額16円）になります。

宮崎労働局（局長 佐藤 俊彦）は、本年8月19日付けで宮崎地方最低賃金審議会（会長 松岡 優子）から宮崎県最低賃金改正に係る「16円の引上げが妥当」との答申を受けて、同最低賃金の改正に向けた手続きを進めておりましたが、10月16日（金）から時間額693円（引上げ額16円）とすることとなりましたので、お知らせします。

最低賃金は、宮崎県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者に対し適用され、最低賃金を下回る賃金額は無効となり、最低賃金を下回る賃金を支払った事業主は刑罰の対象となります。

【参考；宮崎県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 最低賃金額 | 646円 | 653円 | 664円 | 677円 | 693円 |
| 対前年度上昇率 | 0.62% | 1.08% | 1.68% | 1.96% | 2.36% |
| 対前年度上昇額 | 4円 | 7円 | 11円 | 13円 | 16円 |

【最低賃金法（昭和34.4.15法律137号）】

第4条（抄） 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

- 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分について無効とする。この場合において無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。